

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

運転者服務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という）が業務に使用する車両（以下、「公用車両」という）の運転を許可された者（以下、「運転者」という）が、安全な運転を確保するために遵守しなければならない事項を定める。

(運転者の心得)

第2条 運転者は、運転にあたって常に交通法令を守り、安全運転に努めるとともに、この規程及び会長または事務局長の指示あるいは注意に従わなければならない。

(私用運転の禁止)

第3条 公用車両は、本会の業務以外を目的に使用してはならない。但し、本会が特に必要と認めた場合に限り、会長及び事務局長の許可を受け、これを使用することができる。

第2章 運転業務遂行上の遵守事項

(健康の保持)

第4条 運転者は、安全運転を行うために、次の各号に掲げる事項に注意し、常に心身の健康を保持するように努めなければならない。

- ① 定期健康診断を必ず受ける。
- ② 過度の飲酒や夜更かし等を避け、私生活を規律正しくするように努める。
- ③ 常に睡眠を十分にとり、規則正しい食事をとるように心がける。

(過労などの申し出)

第5条 運転者は、病気、過労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができない恐れがあるときは、必ずその旨を事務局長または所属長に申し出なければならない。

(乗車準備)

第6条 運転者は公用車両の使用に先立って、次の点に留意しなければならない。

- ① 運行上の指示・伝達事項を確認する。
- ② 運転免許証等の携行品及び救急用具等を確認する。

(運行上の注意点)

第7条 運転者は、会長または事務局長の指示のもとに運行を行わなければならない。

- 2 会長または事務局長の許可なくして、みだりに指示された運行を変更したり、担当車両を他人に運転させてはならない。

(公用車両の使用制限)

第8条 公用車両を業務以外の目的に使用することは禁止する。但し、やむを得ない事情で業務以外に使用する場合は、事前に『公用車両使用許可申請書』を会長に提出し、その許可を得るものとする。

- 2 公用車両を自宅等へ持ち帰ることも原則として禁止するが、業務の都合上やむを得ない場合は、事前に所属長の許可を得ること。なお、公用車両を自宅に持ち帰る場合は、万全に保管し路上駐車は絶対にしないこと。
- 3 自宅等で保管中に生じた公用車両の破損や盗難については、本人の責任において修理または弁済等の処理を行う事。
- 4 運転者は、公用車両を次のような使用に供してはならない。
 - ① 許可なく第三者に使用させること
 - ② 許可なく第三者を同乗させること
 - ③ 許可なく私用運転に供すること

(私有車の業務使用の禁止)

第9条 私有車を業務に使用してはならない。但し、緊急の場合で公用車両が使用できない等の事情により、やむを得ず私有車を業務に使用する場合は、事前に所定の『私有車業務使用許可申請書』を会長または事務局長に提出し、許可を得るものとする。なお、業務使用中の私有車は、公用車両とみなし、本規程の適用を受けるものとする。

(運転日報の記録)

第10条 運転者は運転を終了したとき、運行日誌に運行状況等、必要事項を記録しなければならない。

第3章 車両管理上の遵守事項

(車両保全)

第11条 運転者は、公用車両の保全を期すために次の事項を遵守しなければならない。

- ① 運転前点検を実施するとともに、公用車両の清掃や整理整頓に心がけること
- ② 公用車両の整備や修理の必要がある場合は、事務局長に報告し、その指示を受けること
- ③ ガソリン、オイル等の油脂類の補給は、本会の指定する業者において行うこと

(鍵の取扱い、車両の格納)

第12条 公用車の鍵は、所属長から受取り、運転終了後は必ず返却しなければならない。

2 運転終了後は必ず指定の場所に公用車両を駐車させなければならない。

第4章 運転上の遵守事項

(安全運転の励行)

第13条 運転者は、道路交通法を遵守して常に安全運転を励行し、交通事故並びに交通違反の絶無に努めるとともに、次のような場合には公用車両を運転してはならない。

- ① 無免許、無資格の場合
- ② 酒酔いまたは酒気帯びの場合
- ③ 過労または病気等で正常な運転ができない恐れがある場合

(車両を離れる場合の留意事項)

第14条 運転者が公用車両を離れ業務を行う場合には、次の事項に留意しなければならない。

- ① 路上に駐車するときは、駐車禁止されている以外の場所に駐車すること
- ② 諸種の盗難を防止するため、必ずエンジンを止め、施錠した上で重要

なものを携行すること

第5章 雑 則

(交通事故・交通違反の報告義務)

第15条 運転者は、交通事故を起こしたり交通違反をした場合には、原則として当日中に所定の『交通事故報告書』に必要な事項を記入し、事務局長に提出しなければならない。

(交通事故発生時の運転者の措置)

第16条 交通事故が発生した場合には、運転者及び同乗者は次のような措置をとらなければならない。

- ① 直ちに運転を中止し、負傷者のある場合は、他の損害に優先してその救護にあたり、応急手当や病院に運ぶ等の措置をとること
- ② 続発事故を防止する措置を講じるとともに、警察署に事故の通知をし、指示があればそれに従うこと
- ③ 軽微な事故といえども必ず所属長に連絡し、指示を受けること
- ④ 事故の相手がある場合は、その住所、氏名、連絡先、免許証番号、車両登録番号等を聴取しておくこと

(本会の求償権)

第17条 運転者がこの規程に違反して事故を起こした場合、または運転者の故意もしくは重大な過失による事故によって、本会が損害を受けた場合は、本会は運転者に対して本会の受けた損害の賠償を請求することができる。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日より実施する。